資 料 編

◇ 子どもの読書活動に関するアンケート調査結果

(1) アンケートの実施概要

本年度、子どもの読書活動推進計画を策定するにあたり、子どもたちを取り巻く読書環境や読書活動の取組状況を把握し、計画に反映すべく町内の園児・小・中学生と高校生、保護者及び各園と学校を対象に「子どもの読書活動に関するアンケート」「学校における読書活動の状況調査」を実施しました。ご協力いただきました先生方、児童生徒、保護者のみなさまに厚くお礼申し上げます。

- (2)目 的 「久万高原町子ども読書活動推進計画」策定に際し、子どもの 読書の現状と各学校の取組状況を把握し、計画に反映するため に実施
- (3) 調査期間 令和 2 年 10 月 23 日~11 月 13 日
- (4) 対 象 町内各園児とその保護者・町内全小・中学校の児童とその保護者・町内の高校の生徒及び町内の全園・小・中・高の学校

(5) 回収率

○園児・児童・生徒・保護者アンケート

	子ども			保護者			
	配布数(人)	回収数(人)	回収率(%)	配布数(人)	回収数(人)	回収率(%)	
園 児	165	121	73.3%	165	116	70.3%	
小学1~3年生	111	111	100.0%	111	93	83.8%	
小学4~6年生	133	130	97.7%	133	102	76.7%	
中学校	141	134	95.0%	141	119	84.4%	
高等学校	137	132	96.4%				
合 計	687	628	91.4%	550	430	78.2%	

○学校アンケート

	配布数 (か所)	回収数 (か所)	回収率 (%)
こども園、幼稚園	9	9	100%
小学校	9	9	100%
中学校	2	2	100%
高等学校	1	1	100%

1 本を読むことが好きな子どもの割合

あなた(のお子さん)は、本を読むことが好きですか(絵本を見ることや読み聞かせを含みます)。1つだけ○をつけてください。

1 好き

2 どちらかといえば好き

3 どちらかといえば嫌い

4 嫌い

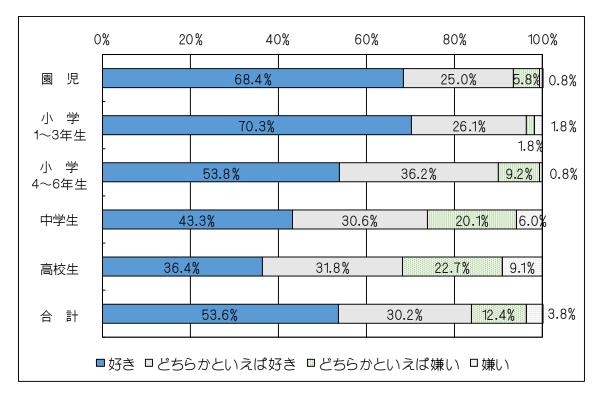
【集計】 (人)

区分	好き	どちらかといえば好き	どちらかといえば嫌い	嫌 い
園 児	82	30	7	1
小学1~3年生	78	29	2	2
小学4~6年生	70	47	12	1
中学生	58	41	27	8
高校生	48	42	30	12
合 計	336	189	78	24

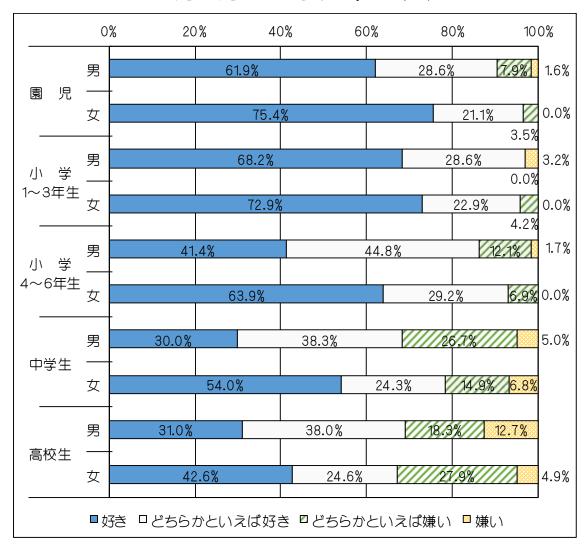
【結果概要】

本を読むことが「好き」または「どちらかといえば好き」と答えた子どもの割合は、 小学1~3年生の 96.4%が最も高く、高校生の 68.2%が最も低くなっている。

男女別に比較すると、どの学校段階においても女子のほうが多くなっている。



園児・児童・生徒アンケート結果



2 1か月間の読書冊数

あなた(のお子さん)は、令和2年 10 月の1か月間に、延べ何冊くらい本を読みましたか。およその冊数を記入してください。(絵本を見ることや読み聞かせを含みます)。

【集計】	(冊)
\ \	\ m /

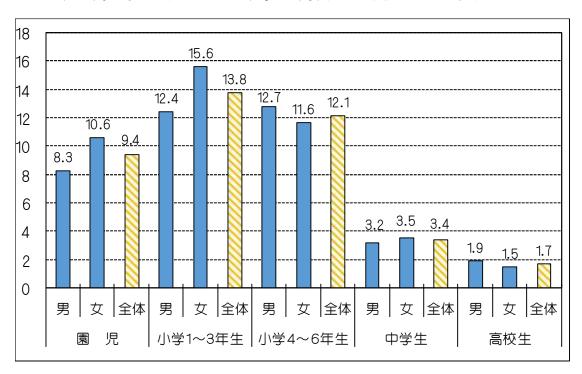
区分	平均冊数
園 児	9.4
小学1~3年生	13.8
小学4~6年生	12.1
中学生	3.4
高校生	1.7

【結果概要】

1か月間に読んだ本の冊数は、小学1~3 年生の 13.8 冊が最も多く、小学 4~6 年生、園児と続いている。中学生及び高校生になると小学生までの約 3 分の 1となっている。

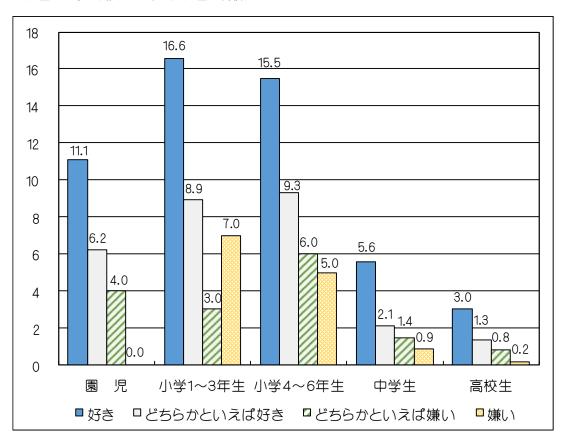
また、読書が好きな子どもほど多くの本を読む傾向にある。

なお、1か月間に1冊も読まなかった子どもの割合は、中学生で12.8%、高校生では19.8%と高くなっている。また、中学生・高校生の男子のほうが多い。

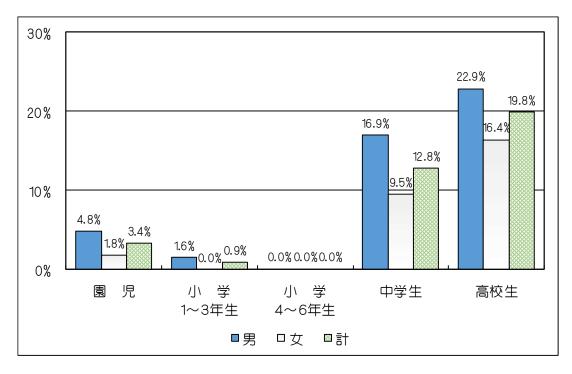


園児・児童・生徒アンケート結果

(読書の好き嫌いと平均読書冊数)



(1か月間に1冊も読まなかった子どもの割合)



3 家庭での読書の頻度

あなた(のお子さん)は、家でどれくらいの回数、本を読んでいますか(絵本を見ることや読み聞かせを含みます)。1つだけ〇をつけてください。

- 1 ほぼ毎日
- 2 週に3回以上
- 3 週に1回くらい

- 4 月に1~2回
- 5 年に数回
- 6 家ではまったく読まない

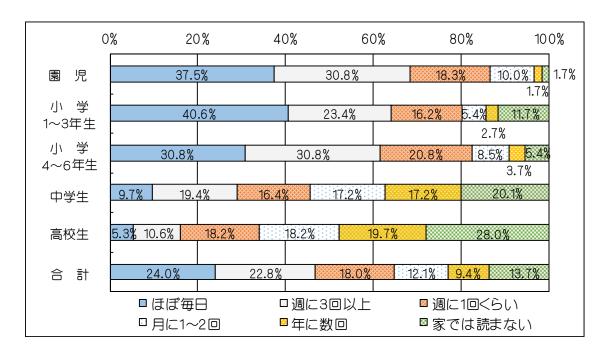
【集計】 (人)

区分	ほぼ毎日	週に3回以上	週に1回くらい	月に1~2回	年に数回	家では読まない
園 児	45	37	22	12	2	2
小学1~3年生	45	26	18	6	3	13
小学4~6年生	40	40	27	11	5	7
中学生	13	26	22	23	23	27
高校生	7	14	24	24	26	37
合 計	150	143	113	76	59	86

【結果概要】

週に1回以上本を読む子どもの割合は、園児が 86.6%と最も高く、中学生で 45.5%、高校生では 34.1%で低くなっている。

「家ではまったく読まない」と答えた割合は、学校段階が上がるにつれて多くなっている。



4 学校図書室の利用状況

あなたは、学校の図書室(学級文庫を含みます。以下同じ。)をどのくらい利用していますか。1つだけ○をつけてください。

- 1 よく利用する
- 2 ときどき利用する
- 3 ほとんど利用しない
- 4 まったく利用しない

〔集計〕 (人)

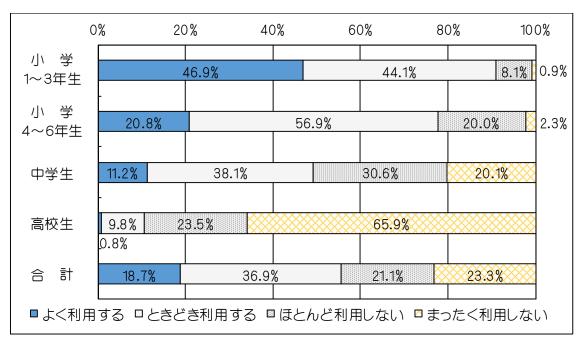
区分	よく利用する	ときどき利用する	ほとんど利用しない	まったく利用しない
小学1~3年生	52	49	9	1
小学4~6年生	27	74	26	3
中学生	15	51	41	27
高校生	1	13	31	87
合 計	95	187	107	118

【結果概要】

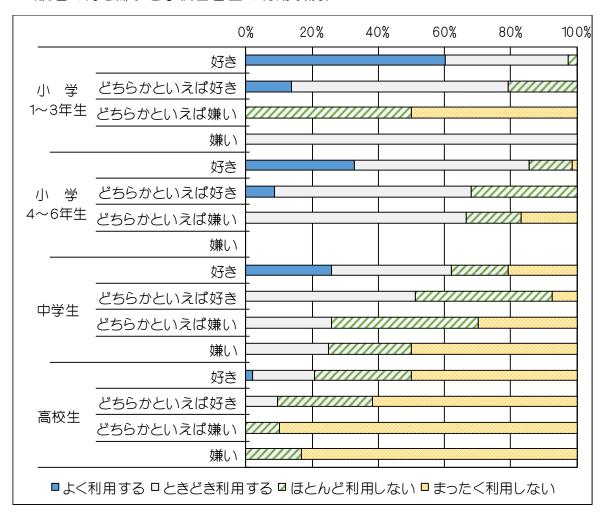
学校図書室(学級文庫を含む)を「よく利用する」または「ときどき利用する」と答えた子どもの割合は、小学1~3年生が91%、小学4~6年生が77.7%であるのに対し、中学生で49.3%、高校生となると10.6%にまで減少している。学校段階が上がるにしたがって低くなっている。

「まったく利用しない」と答えた高校生は5割以上であった。

また、読書が好きな子どもほど学校の図書室を利用する割合が大きくなっている。



(読書の好き嫌いと学校図書室の利用状況)



5 学校図書室の利用方法

あなたは、学校の図書室をどのように利用していますか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 本の借り出し 2 読書
- 3 雑誌や新聞等の閲覧

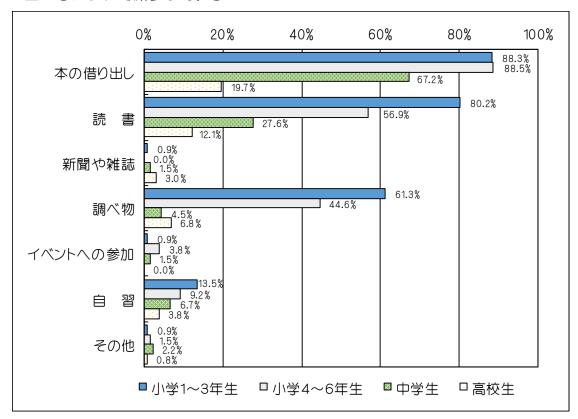
- 4 調べ物
- 5 ブックトーク・おはなし会等のイベントへの参加
- 6 自習(勉強) 7 その他()

【集計】 (人)

区分	本の借り出し	読書	新聞や雑誌	調べ物	イベントへの参加	自習	その他
小学1~3年生	98	89	1	68	1	15	1
小学4~6年生	115	74	0	58	5	12	2
中学生	90	37	2	6	2	9	3
高校生	26	16	4	9	0	5	1
合 計	329	216	7	141	8	41	7

【結果概要】

どの学校段階も「本の借り出し」と「読書」が最も多い。小学校では「調べ物」に利用する割合が高くなっている。一方、「読書」や「自習」に利用する割合が学校段階が上がるにつれて減少している。



6 学校図書室に充実してほしいこと

今後、学校の図書室に(充実)してほしいことは何ですか。当てはまるものを3つまで○をつけてください。

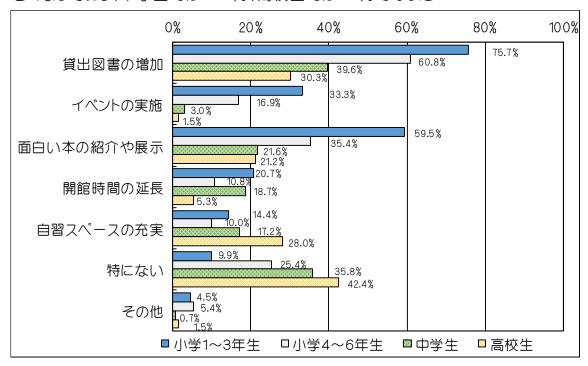
- 1 貸出図書の増加 2 ブックトーク・おはなし会等のイベントの実施
- 3 面白い本の紹介や展示 4 開館時間の延長
- 5 自習スペースの充実 6
- 6 特にない
- 7 その他()

【集計】 (人)

区分	貸出図書の増加	イベントの実施	面白い本の紹介や展示	開館時間の延長	自習スペースの充実	特にない	その他
小学1~3年生	84	37	66	23	16	11	5
小学4~6年生	79	22	46	14	13	33	7
中学生	53	4	29	25	23	48	1
高校生	40	2	28	7	37	56	2
合計	256	65	169	69	89	148	15

【結果概要】

小学生は、「貸出図書の増加」や「面白い本の紹介や展示」を望んでいる割合が大きい。中学生、高校生ではそれに加えて「自習スペースの充実」を望む割合が大きくなっており、中学生では17.2%、高校生では28%であった。



7 公立図書館の利用状況

あなた(のお子さん)は、久万高原町立図書館をどの程度利用していますか。 1つだけ○をつけてください。

- 1 よく利用する
- 2 ときどき利用する
- 3 ほとんど利用しない
- 4 まったく利用しない

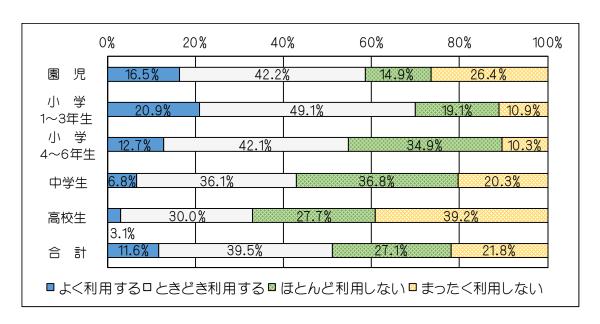
【集計】 (人)

区分	よく利用する	ときどき利用する	ほとんど利用しない	まったく利用しない
園 児	20	51	18	32
小学1~3年生	23	54	21	12
小学4~6年生	16	53	44	13
中学生	9	48	49	27
高校生	4	39	36	51
合 計 72		245	168	135

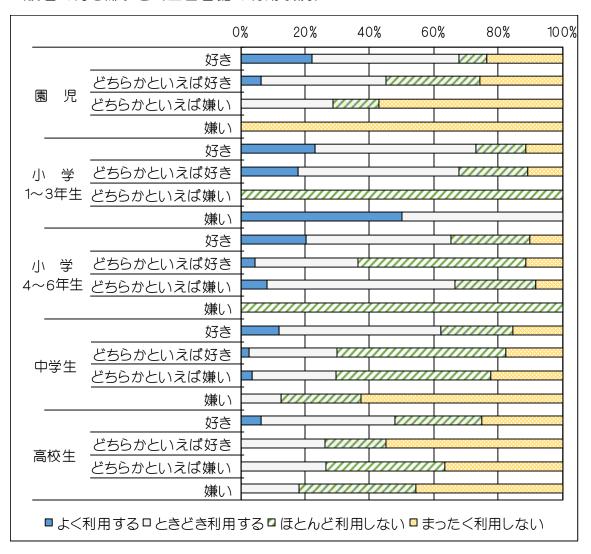
【結果概要】

「よく利用する」と「ときどき利用する」の合計が最も多いのは小学1~3年生である。「よく利用する」と「ときどき利用する」の合計はわずかに半数を上回っている。 高校生は「よく利用する」と「ときどき利用する」が 33.1%で、「ほとんど利用しない」と「まったく利用しない」のは 66.9%であった。

また、読書が好きな子どもの方が公立図書館を利用する割合は大きくなっている。



(読書の好き嫌いと公立図書館の利用状況)



8 公立図書館の利用方法

あなた(のお子さん)は、久万高原町立図書館をどのように利用していますか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 本の借り出し
- 2 読書
- 3 雑誌や新聞等の閲覧

- 4 調べ物
- 5 おはなし会等のイベントへの参加
- 6 DVD、CDの視聴
- 7 自習(勉強)
- 8 その他(

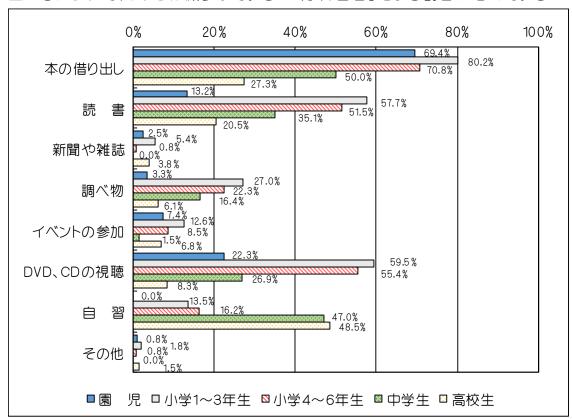
【集計】

(人)

区分	本の借り出し	読書	新聞や雑誌	調べ物	イベントの参加	DVD、CDの視聴	自習	その他
園 児	84	16	3	4	9	27	0	1
小学1~3年生	89	64	6	30	14	66	15	2
小学4~6年生	92	67	1	29	11	72	21	1
中学生	67	47	0	22	2	36	63	0
高校生	36	27	5	8	9	11	64	2
合計	368	221	15	93	45	212	163	6

【結果概要】

公立図書館を利用している子どものうち、「本の借り出し」や「読書」をする子どもの割合が多い。次いで「DVD、CDの視聴」が多くなっている。ただし、学校段階が上がるにつれて、これらは減少している。一方、「自習」をする割合が増えている。



9 公立図書館に充実してほしいこと

今後、久万高原町立図書館に(充実)してほしいことは何ですか。当てはまるものを3つまで○をつけてください。

- 1 貸出図書の増加
- 3 面白い本の紹介や展示
- 5 DVD、CDの増加
- 7 特にない

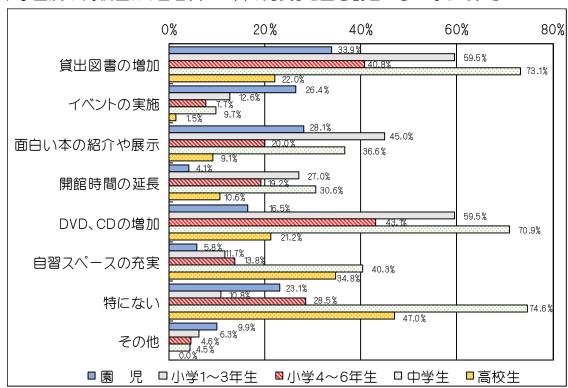
- 2 おはなし会等のイベントの実施
- 4 開館時間の延長
- 6 自習スペースの充実
- 8 その他(

【集計】 (人)

区分	貸出図書の増加	イベントの実施	面白い本の紹介や展示	開館時間の延長	DVD、CDの増加	自習スペースの充実	特にない	その他
園 児	41	32	34	5	20	7	28	12
小学1~3年生	66	14	50	30	66	13	12	7
小学4~6年生	53	10	26	25	56	18	37	6
中学生	98	13	49	41	95	54	100	6
高校生	29	2	12	14	28	46	62	0
合 計	287	71	171	115	265	138	239	31

【結果概要】

園児及び小学生、中学生は、「貸出図書の増加」や「面白い本の紹介や展示」を望む割合が多い。また、小学生及び中学生は「DVD、CDの増加」を望む割合も多い。中学生及び高校生は「自習スペースの充実」を望む割合が多くなっている。



1 保護者から見た家庭での読書の頻度

あなたのお子さんは、普段、読書をしていると思いますか。1つだけ○をつけてください。

1 よくしている3 あまりしていない

2 まあまあしている4 全くしていない

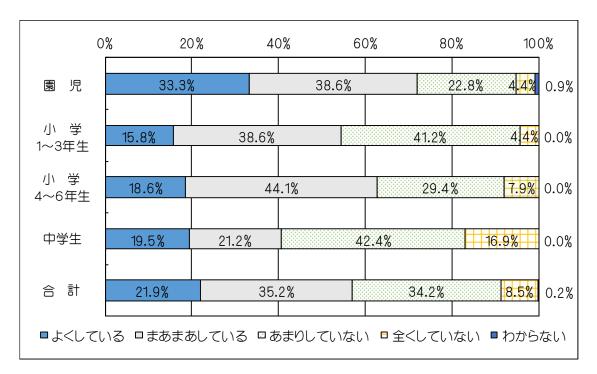
5 わからない

〔集計〕 (人)

区分	よくしている	まあまあしている	あまりしていない	全くしていない	わからない
園 児	38	44	26	5	1
小学1~3年生	18	44	47	5	0
小学4~6年生	19	45	30	8	0
中学生	23	25	50	20	0
合 計	98	158	153	38	1

【結果概要】

子どもが普段読書を「よくしている」または「まあまあしている」と答えた保護者の割合は、園児の 71.9%が最も高く、小学生 58.5%、中学生 40.7%となっている。 学校段階が進むにしたがって低くなる傾向がある。



2 読書活動に関する情報収集の状況

子どもの読書活動に関する情報(読み聞かせの方法、良書、図書館でのイベント等の情報)はどこから収集していますか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 インターネット 2 こども園・幼稚園・学校 3 公立図書館
- 4 児童館・子育て支援センター 5 親族や友人等の知人
- 6 特に収集していない(情報収集の方法がわからない・必要な情報はない)
- 7 その他()

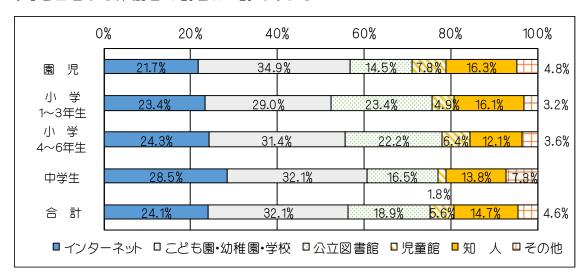
(人)

区分	インターネット	こども園・幼稚園・学校	公立図書館	児童館	知 人	していない	その他
園 児	36	58	24	13	27	28	8
小学1~3年生	29	36	29	6	20	22	4
小学4~6年生	34	44	31	9	17	33	5
中学生	31	35	18	2	15	45	8
合 計	130	173	102	30	79	128	25

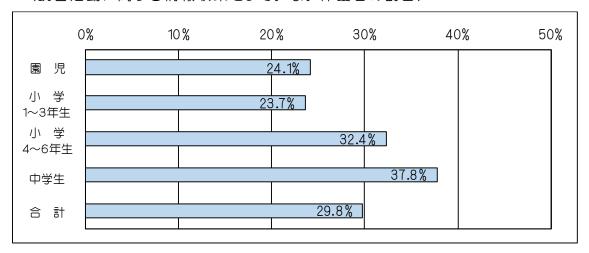
【結果概要】

どの学校段階においても、「こども園・幼稚園・学校」から情報収集をしている割合が多い。中学生になると「インターネット」の割合が増えている。どの学校段階も「インターネット」で情報収集している保護者の割合が大きくなっている。

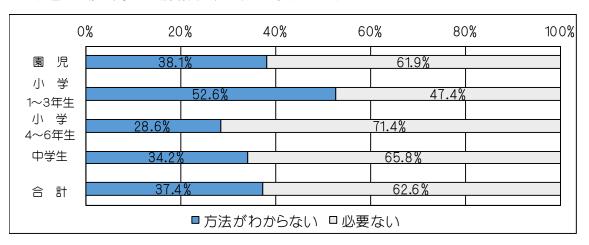
また、「特に収集していない」という保護者のうち、「情報収集の方法がわからない」と回答した保護者の割合は4割であった。



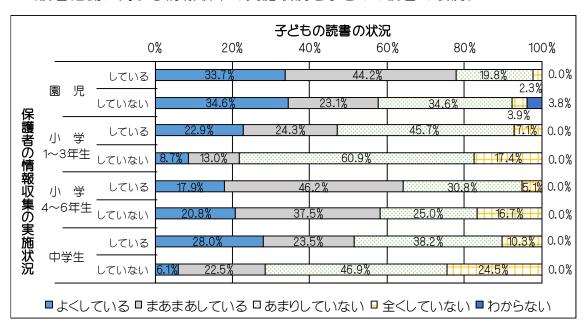
(読書活動に関する情報収集をしていない保護者の割合)



(読書活動に関する情報収集を行わない理由)



(読書活動に関する情報収集の実施状況と子どもの読書の状況)



3 読書活動に関する相談状況

子どもの読書活動に関する相談はだれにしていますか。当てはまるものすべ てに○をつけてください。

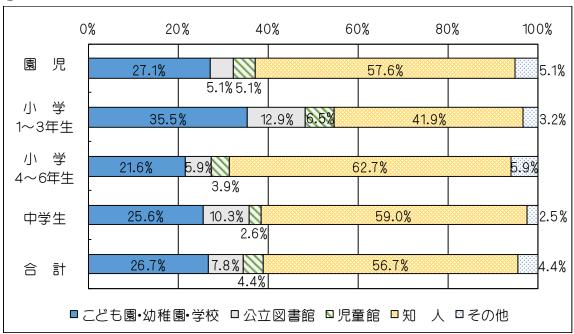
- 1 こども園・幼稚園・学校
- 2 公立図書館
- 1 ことも園・幼稚園・字校 2 公立図書館 3 児童館・子育て支援センター 4 親族や友人等の知人
- 5 特に相談していない(相談の方法がわからない・相談の必要はない)
- 6 その他(

【集計】 (人)

区分	こども園•幼稚園•学校	公立図書館	児童館	知 人	特に相談していない	その他
園児	16	3	3	34	65	3
小学1~3年生	11	4	2	13	53	1
小学4~6年生	11	3	2	32	63	3
中学生	10	4	1	23	84	1
合 計	48	14	8	102	265	8

【結果概要】

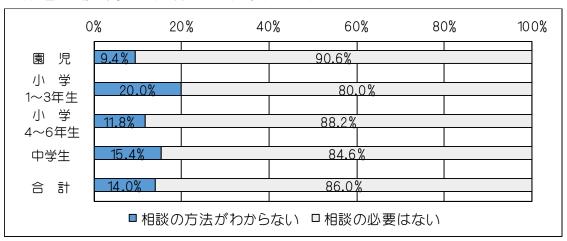
「親族や友人等の知人」に相談する割合が最も多く、次いで「こども園・幼稚園・ 学校」が多い。しかし、「特に相談をしていない」という保護者が過半数を占めてお り、そのうち、2割が相談の方法がわからない、8割がその必要はないと回答してい る。



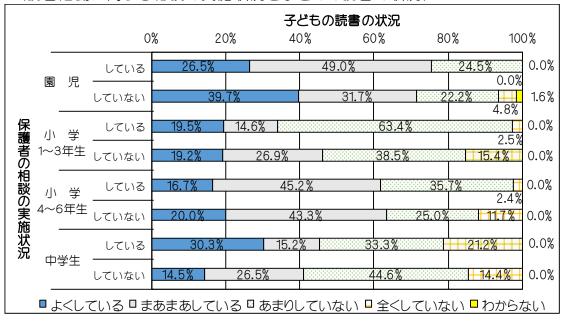
(読書活動に関する相談をしていない保護者の割合)



(読書活動に関する相談をしていない理由)



(読書活動に関する相談の実施状況と子どもの読書の状況)



4 家庭での取組状況

7 本を買い与える

11 その他(

【集計】

9 家にたくさん本を置く 10 特になにもしていない

子どもの読書を促すために、家庭の中でどのような取組をされていますか。ま た、それらを主に行っているのはだれですか。当てはまるものすべてに〇をつけて ください。 (父・母・祖父・祖母・その他(幼児期の読み聞かせ)) 2 子どもと一緒に本を読む 〔父・母・祖父・祖母・その他()) 3 子どもと同じ本を読む (父・母・祖父・祖母・その他()) 4 定期的に読書をする時間を設ける (父・母・祖父・祖母・その他()) 5 子どもと一緒に図書館に行く (父・母・祖父・祖母・その他()) 6 読書を通じて子どもが感じたことや考えたことを聞く)) (父・母・祖父・祖母・その他(

(父・母・祖父・祖母・その他(

(父・母・祖父・祖母・その他(

(父・母・祖父・祖母・その他(

(父・母・祖父・祖母・その他(

))

))

))

(人)

))

8 ベストセラーや映画化された本など読みそうな本を紹介する

区分	幼児期の読み聞かせ	子どもと本を読む	子どもと同じ本を読む	定期的な読書時間	子どもと図書館に行く
園 児	101	103	67	47	74
小学1~3年生	78	68	49	36	60
小学4~6年生	69	58	48	30	56
中学生	78	60	45	19	50
合 計	326	289	209	132	240

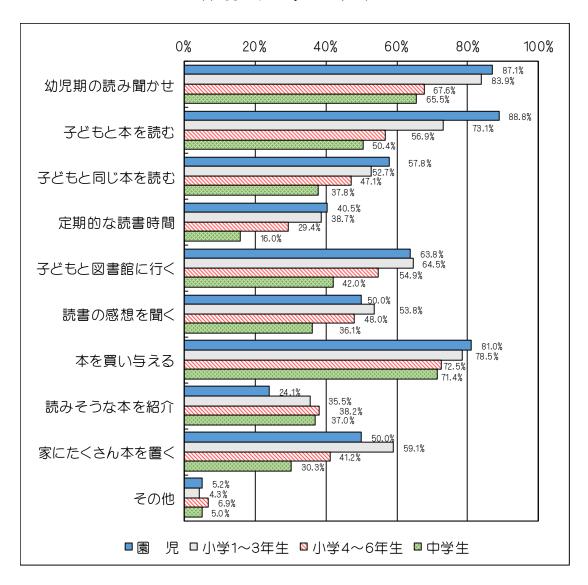
区分	読書の感想を聞く	本を買い与える	読みそうな本を紹介	家にたくさん本を置く	その他
園 児	58	94	28	58	6
小学1~3年生	50	73	33	55	4
小学4~6年生	49	74	39	42	7
中学生	43	85	44	36	6
合 計	200	326	144	191	23

【結果概要】

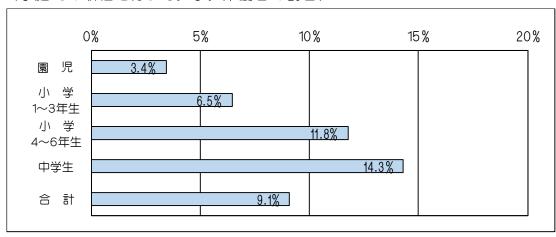
子どもの学校段階別に見ると、子どもが小さいうちは、「幼児期の読み聞かせ」 「子どもと一緒に本を読む」「本を買い与える」という保護者が多く、学校段階が上 がるにしたがって取り組んでいる割合は減少する。

園児の間は 96.6%の保護者が家庭で何らかの取組を行っているが、学校段階が 上がるにつれて特に取組は行っていないと回答した保護者の割合が増加している。 また、家庭での取組をよく行っているほど、子どもが読書をしている傾向にあり、

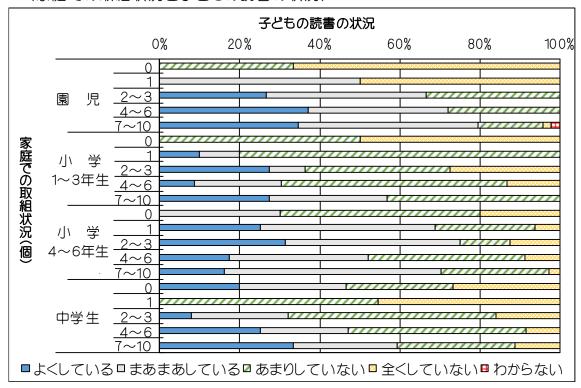
家庭で主に取組を行っているのは、どの学校段階でも母親が最も多くなっている。



(家庭での取組を行っていない保護者の割合)

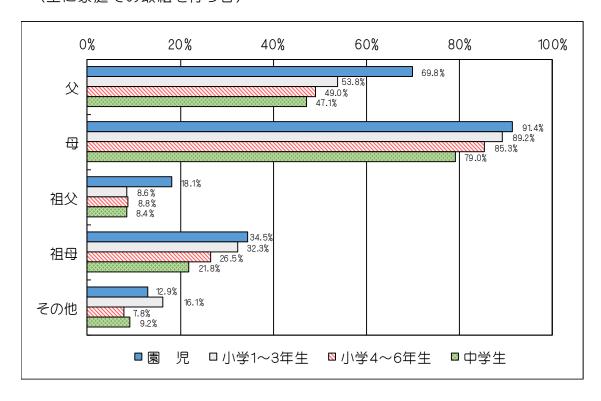


(家庭での取組状況と子どもの読書の状況)



※「4 家庭での取組状況」において、何個の項目に○をつけているかで集計した場合のグラフ

(主に家庭での取組を行う者)



1 学校図書室の開館時間

貴校の学校図書室(館)の開館時間をすべて選んでください。

)

1 始業前

2 授業中

3 昼休み

4 休み時間

5 放課後

6 長期休業中

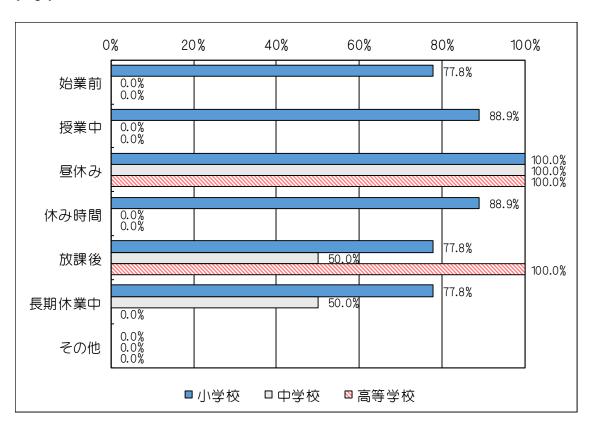
7 その他開館時間(

【集計】 (校)

区分	始業前	授業中	昼休み	休み時間	放課後	長期休業中	その他
小学校	7	8	9	8	7	7	0
中学校	0	0	2	0	1	1	0
高等学校	0	0	1	0	1	0	0
合 計	7	8	12	8	9	8	0

【結果概要】

昼休みはすべての学校で開館している。小学校においては、始業前から放課後まで開館している学校の割合が多い。この他の時間帯においても、全体的に開館している割合が高い。一方、中学校や高校では始業前や授業中、休み時間は開館していない。



2 主な取組状況

貴校において、子どもの読書活動を推進するため、どのような取組を行っていますか。次のうち該当するものをすべて選択してください。

- 1 学級図書委員の活動を通じた学級図書の充実
- 2 学校関係者に対する研修 3 保護者や地域からの図書の寄贈受け入れ
- 4 教師自身の読書活動の推進 5 推薦図書コーナーの設置
- 6 ボランティアの受け入れ 7 公立図書館との連携
- 8 授業等での図書室の活用 9 子ども同士の本の紹介の機会の提供
- 10 図書室の図書の貸出の促進 11 司書教諭としての活動の保障
- 12 学級での読み聞かせや本の紹介

【集計】 (校)

区分	学級図書充実	研 修	寄贈受け入れ	教師の読書
小学校	小学校 5		6	5
中学校	2	0	0	0
高等学校	0	0	0	0
合 計	7	1	6	5

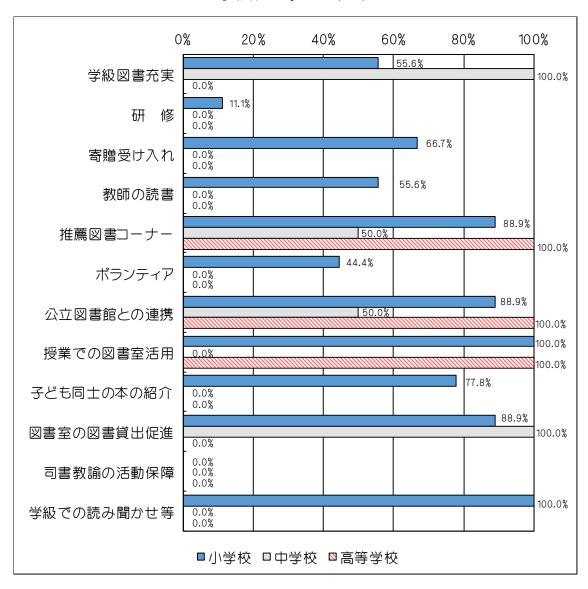
区分	推薦図書コーナー	ボランティア	公立図書館との連携	授業での図書室活用
小学校	8	4	8	9
中学校	1	0	1	0
高等学校	1	0	1	1
合 計	10	4	10	10

区分	子ども同士の本の紹介	図書室の図書貸出促進	司書教諭の活動保障	学級での読み聞かせ等
小学校	7	8	0	9
中学校	0	2	0	0
高等学校	0	0	0	0
合 計	7	10	0	9

【結果概要】

多くの学校で取り組んでいるのは、「推薦図書コーナーの設置」や「公立図書館との連携」「授業等での図書室の活用」「図書室の図書の貸出の促進」であり、小学校では「授業等での図書室の活用」「学級での読み聞かせや本の紹介」、中学校では「学級図書委員の活動を通じた学級図書の充実」「図書室の図書の貸出の促進」、高校では「推薦図書コーナーの設置」「公立図書館との連携」「授業等での図書室の活用」であった。

また、「学級図書委員の活動を通じた学級図書の充実」については、どの学級段階も取り組んでいる割合が高くなっている。



3 今後力を入れていく取組

貴校において、子どもの読書活動を推進するため、今後どのような点に特に 力を入れて取り組みたいと考えていますか。該当するものを3つまで選んでくだ さい。

- 1 学級図書委員の活動を通じた学級図書の充実
- 2 学校関係者に対する研修
- 3 保護者や地域からの図書の寄贈受け入れ

)

- 4 教師自身の読書活動の推進 5 推薦図書コーナーの設置
- 6 ボランティアの受け入れ 7 公立図書館との連携強化
- 8 授業等での図書室の活用 9 子ども同士の本の紹介の機会の提供
- 10 図書室の図書の貸出の促進 11 司書教諭としての活動の保障
- 12 学級での読み聞かせや本の紹介
- 13 自習室の充実
- 14 パソコンの充実
- 15 開館時間の延長
- 16 特にない

17 その他(

【集計】 (校)

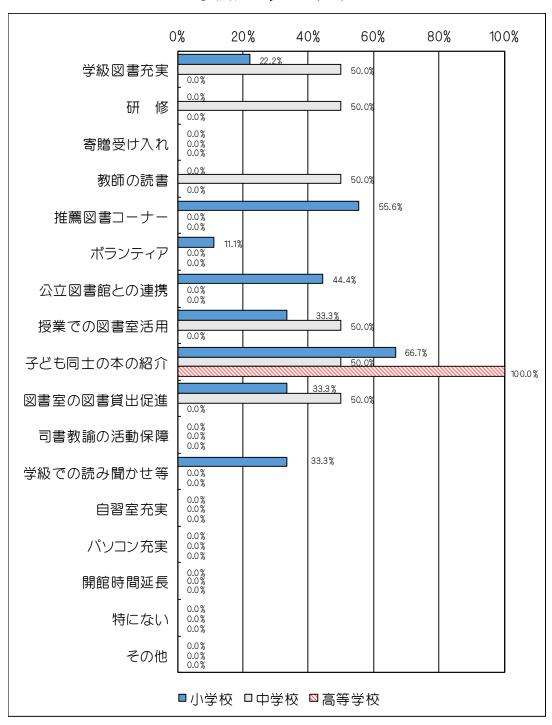
区分	学級図書充実	研 修	寄贈受け入れ	教師の読書	推薦図書コーナー	ボランティア
小学校	2	0	0	0	5	1
中学校	1	1	0	1	0	0
高等学校	0	0	0	0	0	0
合 計	3	1	0	1	5	1

区分	公立図書館との連携	授業での図書室活用	子ども同士の本の紹介	図書室の図書貸出促進	司書教諭の活動保障	学級での読み聞かせ等
小学校	4	3	6	3	0	3
中学校	0	1	1	1	0	0
高等学校	0	0	1	0	0	0
合 計	4	4	8	4	0	3

X	分	自習室充実	パソコン充実	開館時間延長	特にない	その他
」/∫√点	学校	0	0	0	0	0
中等	学校	0	0	0	0	0
高等	学校	0	0	0	0	0
合	計	0	0	0	0	0

【結果概要】

どの学校段階においても、「子ども同士の本の紹介の機会の提供」に力を入れた いと回答している。小学校においては「推薦図書コーナーの設置」や、「公立図書館 との連携強化」「授業等での図書室の活用」「図書室の図書の貸出の促進」「学級 での読み聞かせや本の紹介」に力を入れて取り組んでいきたいと回答している。



4 公立図書館との連携状況

貴校において、子どもの読書活動を推進するため、公立図書館とどのような 連携を図っていますか。該当するものをすべて選んでください。

- 1 公立図書館からの団体貸出
- 2 移動図書館
- 3 担当者連絡会(図書館主任・図書館支援員等)

)

- 4 イベント(出張おはなし会等) 5 公立図書館の見学
- 6 選書に役立つ本の情報提供
- 7 特になし

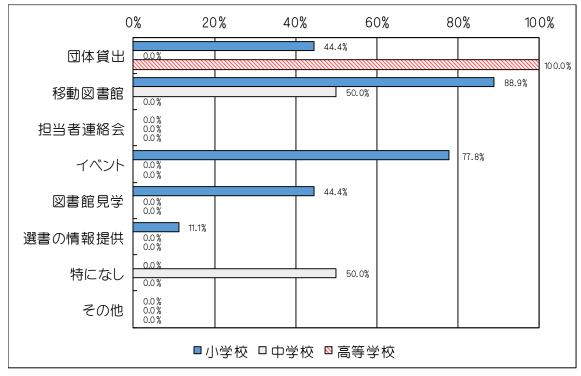
8 その他(

【集計】 (校)

区分	団体貸出	移動図書館	担当者連絡会	イベント	図書館見学	選書の情報提供	特になし	その他
小学校	4	8	0	7	4	1	0	0
中学校	0	1	0	0	0	0	1	0
高等学校	1	0	0	0	0	0	0	0
合 計	5	9	0	7	4	1	1	0

【結果概要】

公立図書館近辺を除くすべての学校が「移動図書館」と回答している。小学校で は「イベント(出張おはなし会等)」「公立図書館からの団体貸出」「公立図書館の見 学」、高校は「公立図書館からの団体貸出」を利用するなどして連携を図っていると 回答している。



5 今後の公立図書館との連携

貴校において、子どもの読書活動を推進するため、今後公立図書館とどのような連携を図りたいと考えていますか。該当するものを3つまで選んでください。

- 1 公立図書館からの団体貸出
- 2 移動図書館
- 3 担当者連絡会(図書館主任・図書支援員等)
- 4 イベント(出張おはなし会等)
- 5 公立図書館の見学
- 6 選書に役立つ本の情報提供
- 7 特になし(理由:

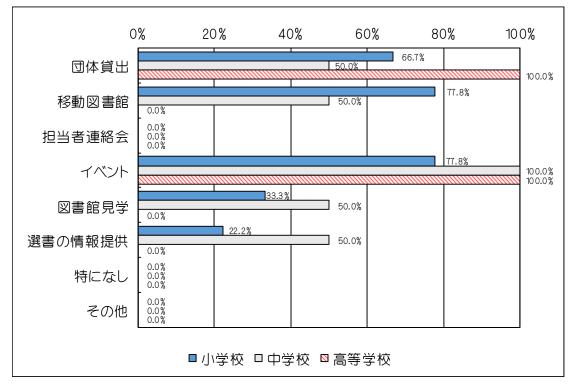
8 その他(

【集計】 (校)

区分	団体貸出	移動図書館	担当者連絡会	イベント	図書館見学	選書の情報提供	特になし	その他
小学校	6	7	0	7	3	2	0	0
中学校	1	1	0	2	1	1	0	0
高等学校	1	0	0	1	0	0	0	0
合 計	8	8	0	10	4	3	0	0

【結果概要】

「イベント(出張おはなし会等)」や「公立図書館からの団体貸出」「移動図書館」での連携を図りたいと考えている学校が多い。すべての学校において公立図書館との連携の必要性を感じている。



6 ボランティアの導入状況

貴校の図書室(館)において、子どもの読書活動を推進するためボランティア を導入していますか。

1 導入している

2 導入予定(

年頃)

3 導入予定なし(理由:

) 4 検討中

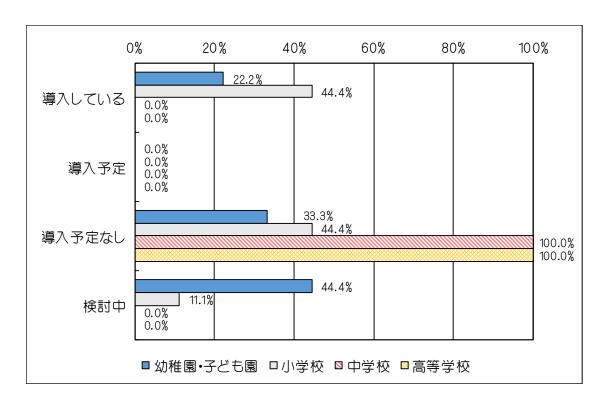
【集計】 (校)

区分	導入している	導入予定	導入予定なし	検討中
こども園•幼稚園	2	0	3	4
小学校	4	0	4	1
中学校	0	0	2	0
高等学校	0	0	1	0
合 計	6	0	10	5

※「導入予定なし」の理由は、教員で足りている、ノウハウがない 等

【結果概要】

小学校の約4割がボランティアを導入している。中学校、高校ではボランティアを 導入していないと回答している。



7 ボランティアの活動内容

貴校の図書室(館)において、ボランティアを導入している場合、どのような活 動を行っていますか。また、導入を予定している場合、どのような活動を予定し ていますか。該当するものをすべて選んでください。

- 1 読書活動の支援(読み聞かせ、紙芝居等) 2 図書整理
- 3 イベント運営補助 4 図書貸出 5 本の修理

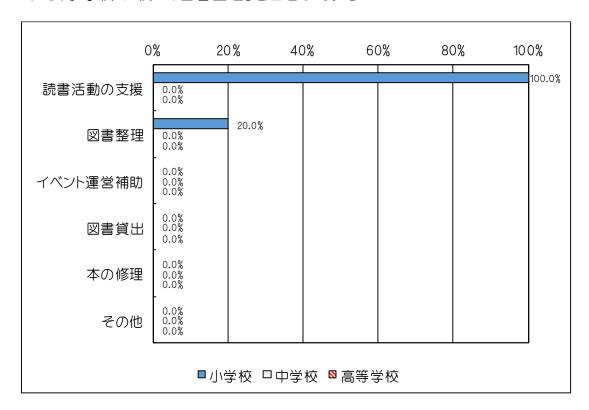
6 その他(

【集計】 (校)

区分	読書活動の支援	図書整理	イベント運営補助	図書貸出	本の修理	その他
小学校	G	1	0	0	0	0
中学校	0	0	0	0	0	0
高等学校	0	0	0	0	0	0
合 計	5	1	0	0	0	0

【結果概要】

ボランティアを「導入している」または導入を「検討中」であると回答した学校の うち、すべての学校が「読書活動の支援(読み聞かせ、紙芝居等)」を選んでいる。 また、小学校の1校が「図書整理」と回答している。



子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の 実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する 責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の 習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に 実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化 その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

- 第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。
 - 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
 - 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

- 第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
 - 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画 が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読 書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動 の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関す る施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策 定するよう努めなければならない。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
 - 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

- 第 10 条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
 - 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
 - 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第 11 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

文字•活字文化振興法

(平成 17 年7月 29 日法律第 91 号)

(目的)

第1条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

- 第3条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。
 - 2 文字·活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。
 - 3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の青務)

第4条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の 実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務 を有する。

(関係機関等との連携強化)

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

- 第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにする ため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとす る。
 - 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
 - 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
 - 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

- 第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。
 - 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第 10 条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

- 第 11 条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。
 - 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。
 - 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第 12 条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施する ため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

「学校図書館ガイドライン」

学校図書館をめぐる現状と課題を踏まえ、さらなる学校図書館の整備充実を図るため、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示す、「学校図書館ガイドライン」を定める。同ガイドラインは以下の構成とする。

- (1) 学校図書館の目的・機能
- (2)学校図書館の運営
- (3)学校図書館の利活用
- (4)学校図書館に携わる教職員等
- (5) 学校図書館における図書館資料
- (6)学校図書館の施設
- (7)学校図書館の評価

(1)学校図書館の目的・機能

- 学校図書館は、学校図書館法に規定されているように、学校教育において欠く ことのできない基礎的な設備であり、図書館資料を収集・整理・保存し、児童生徒 及び教職員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与すると ともに児童生徒の健全な教養を育成することを目的としている。
- 学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。

(2)学校図書館の運営

- 校長は、学校図書館の館長としての役割も担っており、校長のリーダーシップの下、学校経営方針の具現化に向けて、学校は学校種、規模、児童生徒や地域の特性なども踏まえ、学校図書館全体計画を策定するとともに、同計画等に基づき、教職員の連携の下、計画的・組織的に学校図書館の運営がなされるよう努めることが望ましい。例えば、教育委員会が校長を学校図書館の館長として指名することも有効である。
- 学校は,必要に応じて,学校図書館に関する校内組織等を設けて,学校図書館の円滑な運営を図るよう努めることが望ましい。図書委員等の児童生徒が学校図書館の運営に主体的に関わることも有効である。
- 学校図書館は,可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよ

- う、また、一時的に学級になじめない子供の居場所となりうること等も踏まえ、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが望ましい。また、登校日等の土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効である。
- 学校図書館は、学校図書館便りや学校のホームページ等を通じて、児童生徒、教職員や家庭、地域など学校内外に対して、学校図書館の広報活動に取り組むよう努めることが望ましい。
- 学校図書館は、他の学校の学校図書館、公共図書館、博物館、公民館、地域社会等と密接に連携を図り、協力するよう努めることが望ましい。また、学校図書館支援センターが設置されている場合には同センターとも密接に連携を図り、支援を受けることが有効である。

(3)学校図書館の利活用

- 学校図書館は、児童生徒の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行う場であるとともに、読書等を介して創造的な活動を行う場である。このため、学校図書館は児童生徒が落ち着いて読書を行うことができる、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整えるよう努めることが望ましい。
- 学校図書館は、児童生徒の学校内外での読書活動や学習活動、教職員の教育活動等を支援するため、図書等の館内・館外貸出しなど資料の提供を積極的に行うよう努めることが望ましい。また、学校図書館に所蔵していない必要な資料がある場合には、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うよう努めることが望ましい。
- 学校は、学習指導要領等を踏まえ、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実するよう努めることが望ましい。その際、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努めることが望ましい。
- 学校は,教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき,計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努めることが望ましい。
- 学校図書館は、教員の授業づくりや教材準備に関する支援や資料相談への対応など教員の教育活動への支援を行うよう努めることが望ましい。

(4)学校図書館に携わる教職員等

- 学校図書館の運営に関わる主な教職員には、校長等の管理職、司書教諭や一般の教員(教諭等)、学校司書等がおり、学校図書館がその機能を十分に発揮できるよう、各者がそれぞれの立場で求められている役割を果たした上で、互いに連携・協力し、組織的に取り組むよう努めることが望ましい。
- 校長は、学校教育における学校図書館の積極的な利活用に関して学校経営方針・計画に盛り込み、その方針を教職員に対し明示するなど、学校図書館の運営・活用・評価に関してリーダーシップを強く発揮するよう努めることが望ましい。
- 教員は、日々の授業等も含め、児童生徒の読書活動や学習活動等において学校図書館を積極的に活用して教育活動を充実するよう努めることが望ましい。
- 学校図書館がその機能を十分に発揮するためには、司書教諭と学校司書※1が、それぞれに求められる役割・職務に基づき、連携・協力を特に密にしつつ、協働して学校図書館の運営に当たるよう努めることが望ましい。具体的な職務分担については、各学校におけるそれぞれの配置状況等の実情や学校全体の校務のバランス等を考慮して柔軟に対応するよう努めることが望ましい。
- 司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどり、学校図書館の運営に関する総括、学校経営方針・計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案、学校図書館に関する業務の連絡調整等に従事するよう努めることが望ましい。また、司書教諭は、学校図書館を活用した授業を実践するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言するよう努めることが望ましい。
- 学校司書は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員とともに進めるよう努めることが望ましい。具体的には、1児童生徒や教員に対する「間接的支援」に関する職務、2児童生徒や教員に対する「直接的支援」に関する職務、3教育目標を達成するための「教育指導への支援」に関する職務という3つの観点に分けられる。
- また,学校司書がその役割を果たすとともに,学校図書館の利活用が教育課程の展開に寄与するかたちで進むようにするためには,学校教職員の一員として,学校司書が職員会議や校内研修等に参加するなど,学校の教育活動全体の状況も把握した上で職務に当たることも有効である。
- また,学校や地域の状況も踏まえ,学校司書の配置を進めつつ,地域のボランティアの方々の協力を得て,学校図書館の運営を行っていくことも有効である。特に特別支援学校の学校図書館においては,ボランティアの協力は重要な役割を果たしている。

(5) 学校図書館における図書館資料

1 図書館資料の種類

- 学校図書館の図書館資料には、図書資料のほか、雑誌、新聞、視聴覚資料(CD, DVD等)、電子資料(CD-ROM、ネットワーク情報資源(ネットワークを介して得られる情報コンテンツ)等)、ファイル資料、パンフレット、自校独自の資料、模型等の図書以外の資料が含まれる。
- 学校は、学校図書館が「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としての機能を発揮できるよう、学校図書館資料について、児童生徒の発達段階等を踏まえ、教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えるよう努めることが望ましい。
- 選挙権年齢の引下げ等に伴い、児童生徒が現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力等を身につけることが一層重要になっており、このような観点から、児童生徒の発達段階に応じて、新聞を教育に活用するために新聞の複数紙配備に努めることが望ましい。
- 小学校英語を含め、とりわけ外国語教育においては特に音声等の教材に、理科等の他の教科においては動画等の教材に学習上の効果が見込まれることから、教育課程の展開に寄与するデジタル教材を図書館資料として充実するよう努めることが望ましい。
- 発達障害を含む障害のある児童生徒や日本語能力に応じた支援を必要とする児童生徒の自立や社会参画に向けた主体的な取組を支援する観点から、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料を充実するよう努めることが望ましい。例えば、点字図書、音声図書、拡大文字図書、LLブック、マルチメディアデイジー図書、外国語による図書、読書補助具、拡大読書器、電子図書等の整備※2も有効である。

2 図書館資料の選定・提供

- 学校は、特色ある学校図書館づくりを推進するとともに、図書館資料の選定が適切に行われるよう、各学校において、明文化された選定の基準を定めるとともに、基準に沿った選定を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。
- 図書館資料の選定等は学校の教育活動の一部として行われるものであり、基準に沿った図書選定を行うための校内組織を整備し、学校組織として選定等を行うよう努めることが望ましい。
- 学校は、図書館資料について、教育課程の展開に寄与するという観点から、文学(読み物)やマンガに過度に偏ることなく、自然科学や社会科学等の分野の図書館資料の割合を高めるなど、児童生徒及び教職員のニーズに応じた偏りのない調和のとれた蔵書構成となるよう選定に努めることが望ましい。

○ 学校図書館は,必要に応じて,公共図書館や他の学校の学校図書館との相互 貸借を行うとともに,インターネット等も活用して資料を収集・提供することも有 効である。

3 図書館資料の整理・配架

- 学校は、図書館資料について、児童生徒及び教職員がこれを有効に利活用できるように原則として日本十進分類法 (NDC)により整理し、開架式により、配架するよう努めることが望ましい。
- 図書館資料を整理し、利用者の利便性を高めるために、目録を整備し、蔵書のデータベース化を図り、貸出し・返却手続及び統計作業等を迅速に行えるよう努めることが望ましい。また、地域内の学校図書館において同一の蔵書管理システムを導入し、ネットワーク化を図ることも有効である。
- 館内の配架地図や館内のサイン,書架の見出しを設置するなど,児童生徒が自ら資料を探すことができるように配慮・工夫することや,季節や学習内容に応じた掲示・展示やコーナーの設置などにより,児童生徒の読書意欲の喚起,調べ学習や探究的な学習に資するように配慮・工夫するよう努めることが望ましい。また,学校図書館に,模型や実物,児童生徒の作品等の学習成果物を掲示・展示することも有効である。
- 学校図書館の充実が基本であるが、児童生徒が気軽に利活用できるよう、図書館資料の一部を学級文庫等に分散配架することも有効である。なお、分散配架した図書も学校図書館の図書館資料に含まれるものであり、学校図書館運営の一環として管理するよう努めることが望ましい。

4 図書館資料の廃棄・更新

- 学校図書館には、刊行後時間の経過とともに誤った情報を記載していることが明白になった図書や、汚損や破損により修理が不可能となり利用できなくなった図書等が配架されている例もあるが、学校は、児童生徒にとって正しい情報や図書館資料に触れる環境整備の観点や読書衛生の観点から適切な廃棄・更新に努めることが望ましい。
- 図書館資料の廃棄と更新が適切に行われるよう,各学校等において,明文化された廃棄の基準を定めるとともに,基準に沿った廃棄・更新を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。
- 廃棄と更新を進めるに当たって、貴重な資料が失われないようにするために、 自校に関する資料や郷土資料など学校図書館での利用・保存が困難な貴重な 資料については、公共図書館等に移管することも考えられる。

(6)学校図書館の施設

- 文部科学省では、学校施設について、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を学校種ごとに「学校施設整備指針※3」として示している。この学校施設整備指針において、学校図書館の施設についても記述されており、学校図書館の施設については、学校施設整備指針に留意して整備・改善していくよう努めることが望ましい。
- また,これからの学校図書館には,主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニングの視点からの学び)を効果的に進める基盤としての役割も期待されており、例えば,児童生徒がグループ別の調べ学習等において,課題の発見・解決に向けて必要な資料・情報の活用を通じた学習活動等を行うことができるよう,学校図書館の施設を整備・改善していくよう努めることが望ましい。

(7)学校図書館の評価

- 学校図書館の運営の改善のため、PDCA サイクルの中で校長は学校図書館の館長として、学校図書館の評価を学校評価の一環として組織的に行い、評価結果に基づき、運営の改善を図るよう努めることが望ましい。
- 評価に当たっては、学校関係者評価の一環として外部の視点を取り入れるとともに、評価結果や評価結果を踏まえた改善の方向性等の公表に努めることが望ましい。また、コミュニティ・スクールにおいては、評価に当たって学校運営協議会を活用することも考えられる。
- 評価は、図書館資料の状況(蔵書冊数,蔵書構成,更新状況等),学校図書館の利活用の状況(授業での活用状況,開館状況等),児童生徒の状況(利用状況,貸出冊数,読書に対する関心・意欲・態度,学力の状況等)等について行うよう努めることが望ましい。評価に当たっては、アウトプット(学校目線の成果)・アウトカム(児童生徒目線の成果)の観点から行うことが望ましいが、それらを支える学校図書館のインプット(施設・設備、予算、人員等)の観点にも十分配慮するよう努めることが望ましい。
- ※1 司書教諭と学校司書の職務や役割分担については、文部科学省調査研究協力者会議の「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について」(報告)平成26年3月を参照。
- ※2 著作権法(昭和45年法律第48号)第37条第3項においては、一定の要件の下、障害のある者が利用するために必要な限度・方式により、公表された著作物の複製ができることとされている。当該規定の範囲内で、障害のある児童生徒のために、学校図書館等は、公表されている著作物をテキストスピーチ機能を備えた端末等により音読可能なデータに変換することが可能である。
- ※3 「小学校施設整備指針(平成28年3月版)」(抜粋)

各都道府県教育委員会教育長 各指定都市教育委員会教育長 各都道府県知事 附属学校を置く各国立大学法人学長 小中高等学校を設置する学校設置会社を 所轄する構造改革特別区域法第12条第1項 の認定を受けた各地方公共団体の長 殿

文部科学省初等中等教育局長藤原 誠

学校図書館の整備充実について(通知)

学校図書館は、学校図書館法において、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けれる学校の設備であるとされています。
文部科学を図書館の運営に係る基本的な視点や学校司書の資格・養成等の在り方等につれて検討するため、「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」を設置し、本年 10 月に「これいたの学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」を設置し、本年 10 月に「これいたの学校図書館の整備充実について(報告)」(以下「本報告」という。)(別添参考資料)を取りまとめていたとともです。
このたび、本報告を踏まえ、文部科学省として、別添のとおり「学校図書館ガイドライン」(別添 1)及び「学校司書のモデルカリキュラム」(別添 2)を定めましたので、お知らせします。
責職におかれては、下記の事項に御留意いただくとともに、都道府県・指定都市教育委員会教育長に対して、国立大学技人学長にあっては設置する附属学校に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、本通知について周知を図るようお願いします。

記

- 「学校図書館ガイドライン」について 学校図書館ガイドライン」は,教育委員会や学校等にとって参考となるよう,学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示したものであること。本ガイドラインを参考に,学校図書館の整備充実を図ることが重要であること。
- 教育委員会等における取組
 - (1)
 - (2)
- 委員会等における取組 学校が学校図書館の機能を十分に利活用できるよう支援し,学校図書館の充実に向けた施策を推進することが重要であること。特に,図書館資料の面では,学校図書館図書標準を達ない学校への達成に向けた支援や,廃棄・更新についての支援等が重要であること。司書教論の配置に関する規定に基づき,12 学級以図学校への達成に向けた支援や,廃棄・更新についての支援等が重要であること。司書教論を配置することを徹底する必要があること。加えて,司書教論がを配置することを徹底する必要があること。加えて,司書教論がを配置することを徹底する必要があること。加えて,司書教論がとともに,11 学校で必ず業務により専念できるよう,校務分掌上の工夫に取り組むとともに,11 学校における配置の推進にも積極的に取り組むことが重要であること。学校司書の配置については,職務が十分に果たせるよう,その充実に向けた取組ととも助務やそ校における配置については,職務が十分に果たせるよう,その充実に向けた取組ととも断務をを知識を表したが高書の配置については,職務が十分に表してあることが司書が職務を遂行するに当また、完全を継続して行うことが重要であること。また,「学校司書のものであり,教育委員会等においては,大学等における開講状況等もおる学校司書を配置とが調告されるとのであり,教育委員会等においては,大学等における開講状況によって,履修生することが望ましいものであり,教育委員会等においては,大学等においての自由を図ることが期待されること。 (3)
 - (4)
- 学校における取組

 - (2)
 - (3)
 - 字校においては,校長のリーダーシップの下,学校図書館の適切な運営や利活用など学校図書館の充実に向けた取組を推進することが重要であること。特に,学習指導要領等を踏まえ,学校図書館の機能を計画的に利活用し,児童生徒の主体的・意欲的な学習活動を売実することが重要であること。学校図書館を利活用した授業に関する校内研修を計画的に実施することが重要であること。その際,研修内容や研修方法の工夫を図ることが有効であること。学校図書館の運営の改善のため,PDCAサイクルの中で,読書活動など児童生徒の状況等を含め,学校図書館の評価を学校評価の一環として組織的に行い,評価結果に基づき,運営の改善を図ることが重要であること。 (4)

文部科学省「学校図書館の整備充実について(通知)」 http://www.mext.go.jp/a menu/shotou/dokusho/link/1380597.htm

4月23日は 『子ども読書の日』です!!



久万高原町子ども読書活動推進計画

令和3年3月

編 集 久万高原町教育委員会 生涯学習班 図書館係 発 行 久万高原町教育委員会

〒791-1201 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万 188 番地 TEL 0892-21-0139 FAX 0892-21-0179